

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則
新旧対照

※ 下線部分が改正部分

| 旧 | | 新 | |
|------------------------------------|-------------------------|--|--|
| 別表第8（第4条第2項） 公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準 | | 別表第8（第4条第2項） 公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準 | |
| 整備項目 <u>（追加）</u> | 指定施設整備基準 <u>（追加）</u> | 整備項目 <u>1 移動等 円滑化さ れた経路</u> | 指定施設整備基準 <u>(1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、当該施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。</u> <u>(2) 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な場合で9の項(2)に定める構造のエスカレーターを設けるときは、この限りでない。</u> <u>(3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該施設と一体的に利用される他の施設の6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によら</u> |

| | | | |
|---------------------|--|---------------------|--|
| | | | <p>ないことができる。</p> <p>(4) <u>公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。</u></p> <p>(5) <u>乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（(6)において「乗継経路」という。）のうち(2)及び(3)並びに2の項(1)及び3の項(1)に規定する基準を満たすものを、乗降場ごとに1以上設けなければならない。</u></p> <p>(6) <u>主たる乗継経路と(2)及び(3)並びに2の項(1)及び3の項(1)に規定する基準を満たす乗継経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。</u></p> <p>(7) <u>線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある場合には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ1以上設けなければならない。ただし、公共交通機関の施設の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該施設の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> |
| <p><u>1</u> 出入口</p> | <p>(1) <u>出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(ア省略)</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、</p> | <p><u>2</u> 出入口</p> | <p>(1) <u>移動等円滑化された経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(ア省略)</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、</p> |

| | | | |
|--------------|--|--------------|---|
| | <p>段を<u>4の項</u>に定める構造に準じたものとし、<u>5の項</u>に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(ウからオまで省略)</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、<u>4の項</u>に定める構造に準じたものにしなければならない。</p> | | <p>段を<u>5の項</u>に定める構造に準じたものとし、<u>6の項</u>に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(ウからオまで省略)</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、<u>5の項</u>に定める構造に準じたものにしなければならない。</p> |
| <u>2</u> 通路 | <p>(1) <u>不特定かつ多数の者が利用する施設に至る通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続しなければならない。</u></p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を<u>4の項</u>に定める構造に準じたものとし、<u>5の項</u>に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ及びエ省略)</p> <p>(2) (1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、<u>4の項</u>に定める構造に準じたものにしなければならない。</p> | <u>3</u> 通路 | <p>(1) <u>移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を<u>5の項</u>に定める構造に準じたものとし、<u>6の項</u>に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ及びエ省略)</p> <p>(2) (1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、<u>5の項</u>に定める構造に準じたものにしなければならない。</p> |
| <u>3</u> 改札口 | (省略) | <u>4</u> 改札口 | (省略) |
| <u>4</u> 階段 | <p>階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)省略)</p> <p>(2) 階段の両側には、<u>6の項</u>に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3)から(6)まで省略)</p> | <u>5</u> 階段 | <p>階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)省略)</p> <p>(2) 階段の両側には、<u>7の項</u>に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3)から(6)まで省略)</p> |
| <u>5</u> 傾斜路 | <p><u>1の項(1)に定める構造の出入口及び2の項(1)に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>(1)から(6)まで省略)</p> <p>(7) 必要に応じ、<u>6の項</u>に定める構造の手すりを設けること。</p> | <u>6</u> 傾斜路 | <p><u>移動等円滑化された経路に傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>(1)から(6)まで省略)</p> <p>(7) 必要に応じ、<u>7の項</u>に定める構造の手すりを設けること。</p> |

| | | | |
|-----------------|---|-----------------|---|
| <p>6 手すり</p> | <p>4の項に定める構造の階段及び5の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで省略)</p> | <p>7 手すり</p> | <p>5の項に定める構造の階段及び6の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで省略)</p> |
| <p>7 エレベーター</p> | <p>1の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差があり、5の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、1以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、8の項(2)の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>(2) (本文省略)</p> <p>(3) (本文省略)</p> <p>(4) (本文省略)</p> <p>(5) (本文省略)</p> <p>(6) (本文省略)</p> <p>(7) (本文省略)</p> <p>(8) (本文省略)</p> <p>(9) (本文省略)</p> <p>(10) (本文省略)</p> <p>(11) <u>籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</u></p> | <p>8 エレベーター</p> | <p>(1) <u>エレベーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>ア (本文省略)</p> <p>イ (本文省略)</p> <p>ウ (本文省略)</p> <p>エ (本文省略)</p> <p>オ (本文省略)</p> <p>カ (本文省略)</p> <p>キ (本文省略)</p> <p>ク (本文省略)</p> <p>ケ (本文省略)</p> <p>コ (本文省略)</p> <p>サ <u>籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</u></p> <p>(2) <u>移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数並びに籠の幅及び奥行きは、当該公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> |
| <p>8 エスカ</p> | <p>(1)省略)</p> | <p>9 エスカ</p> | <p>(1)省略)</p> |

| | | | |
|------------|--|-------------|---|
| レーター | (2) <u>7の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けなければならない。</u> (アからエまで省略) | レーター | (2) <u>1の項(2)ただし書の場合に設けるエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。</u> (アからエまで省略) |
| 9 鉄道の駅のホーム | (省略) | 10 鉄道の駅のホーム | (省略) |
| 10 バス停留所 | (省略) | 11 バス停留所 | (省略) |
| 11 タクシー乗り場 | (省略) | 12 タクシー乗り場 | (省略) |
| 12 便所 | (1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。)</u> は、次に掲げるものでなければならない。 ア <u>便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u> イ <u>便所及び便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</u> ウ <u>便所及び便所の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、5の項に定める構造の傾斜路と併設した便所の床面については、この限りでない。</u> エ <u>床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u> オ <u>便所及び便所の出入口に</u> | 13 便所 | (1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。</u> ア <u>便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u> イ <u>便所の出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</u> ウ (2)イに定める構造の便所以外に便所を設ける場合は、 <u>高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すり</u> を有するものを1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 エ <u>床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる</u> こと。 オ <u>男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の</u> 高さが 35 センチメートル以 |

は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。

カ 便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

キ 便房には、車椅子使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。

ク 便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。

ケ 洗面器及び洗面器周りの1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

コ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（(1)に定める構造の便所を除く。）を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

ア 便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 便所の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ (1)に定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すりを有するものを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

下のものに限る。）その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。

カ 洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

キ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所内部の主な構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

ク 便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。）は、次に掲げるものでなければならない。

ア 便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、6の項に定める構造の傾斜路と併設した床面については、この限りでない。

イ 便所内に、車椅子使用者が円滑に利用することができる次に掲げる構造の便房を1以上設けること。

(ア) 便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。

オ 男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。

カ 洗面器及び洗面器周りの1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

(イ) 便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ) 当該便房の出入口の戸又はその付近には、車椅子使用者が円滑に利用することができる旨を表示すること。

(エ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる床面積を確保すること。

(オ) 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。

(カ) 洗面台を1以上設け、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。

ウ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

(ア) 専用の汚物流しその他水洗器具の利用に必要な設備を設けること。

(イ) 当該便房の出入口の戸又はその付近には、水洗器具を設けた便房である旨を表示すること。

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。)は、次に掲げるものでなければならない。

| | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|---|
| | | | <p><u>ア 便所内に、次に掲げる構造の便房を1以上設けること。</u></p> <p><u>(ア) 乳幼児を座らせることができる設備を設けること。</u></p> <p><u>(イ) 当該便房の出入口の戸又はその付近には、(ア)に規定する設備がある旨を表示すること。</u></p> <p><u>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、当該設備がある旨を表示すること。</u></p> |
| 13 案内標示 | <p>(1)及び(2)省略</p> <p>(3) <u>公共用の通路</u>に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあつては、当該出入口又は改札口。以下この項において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>(4) <u>公共用の通路</u>に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(アからオまで省略)</p> | 14 案内表示 | <p>(1)及び(2)省略</p> <p>(3) <u>公共用通路</u>に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあつては、当該出入口又は改札口。以下この項において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>(4) <u>公共用通路</u>に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(アからオまで省略)</p> |
| 14 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | <p>(1)及び(2)省略</p> <p>(3) <u>3の項</u>に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けなければならない。</p> | 15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | <p>(1)及び(2)省略</p> <p>(3) <u>4の項</u>に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けなければならない。</p> |
| 15 聴覚障 | (省略) | 16 聴覚障 | (省略) |

| | | | |
|------------------------|------|------------------------|------|
| 害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | | 害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | |
| <u>16</u> 警報設備及び避難口誘導灯 | (省略) | <u>17</u> 警報設備及び避難口誘導灯 | (省略) |
| <u>17</u> 附帯設備 | (省略) | <u>18</u> 附帯設備 | (省略) |

(旧)

別表第9 (第4条第2項)

(1の表から3の表まで省略)

4 公共交通機関の施設

| 区 分 | 整 備 項 目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---------|----|-----|----|-----|-----|--------|---------|----------|-------|---------|----|------|-----------------------|-----------------------|--------------|------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | 出入口 | 通路 | 改札口 | 階段 | 傾斜路 | 手すり | エレベーター | エスカレーター | 鉄道の駅のホーム | バス停留所 | タクシー乗り場 | 便所 | 案内標示 | 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 警報設備及び避難口誘導灯 | 附帯設備 |
| 1 鉄道の駅 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 軌道の停留所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 港湾旅客施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 バスターミナル等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(備考)

○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の公共交通機関の施設にそれぞれ適用されるものであることを示す。

(新)

別表第9 (第4条第2項)

(1の表から3の表まで省略)

4 公共交通機関の施設

| 区分 | 整備項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------------|-----|----|-----|----|-----|-----|--------|---------|----------|-------|---------|----|------|-----------------------|-----------------------|--------------|------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| | 移動等円滑化された経路 | 出入口 | 通路 | 改札口 | 階段 | 傾斜路 | 手すり | エレベーター | エスカレーター | 鉄道の駅のホーム | バス停留所 | タクシー乗り場 | 便所 | 案内表示 | 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 警報設備及び避難口誘導灯 | 附帯設備 |
| 1 鉄道の駅 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 軌道の停留所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 港湾旅客施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 バスターミナル等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(備考)

- 印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の公共交通機関の施設にそれぞれ適用されるものであることを示す。
- 別表第1 4 公共交通機関の施設の部3の項及び4の項に掲げる施設については、別表第8の1の項(7)に規定する整備基準は、適用しない。

(旧)

別表第10 (第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第4項)

(平25規則68・平25規則81・令元規則19・一部改正)

| 区分 | 図書 | |
|-----|----------|--|
| | 種類 | 明示すべき事項 |
| 建築物 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、対象となる建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、対象となる建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類、敷地内の通路の構造並びに車椅子使用者用駐車施設の位置及び寸法 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、客室の数、移動等円滑化経路及び案内設備までの経路の位置、車椅子使用者用客室及び案内所の位置、別表第5の13の項に規定する標識の位置、同表の14の項(1)に規定する案内板その他の設備の位置、同表の14の項(2)に規定する設備の位置、移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造、車椅子使用者用客室の便所及び浴室等の構造、便所の位置及び構造並びに階段、踊場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造 |
| | 2面以上の断面図 | 縮尺及び床の高さ |
| 道路 | 案内図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 概略図 | 縮尺、方位、立体横断施設の位置、規模及び形状並びに当該立体横断施設に設置する階段、通路、昇降機その他の主要部分の位置及び寸法 |
| 公園 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、主要な出入口及び園路、土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |

| | | |
|---------------|----------------|---|
| 公共交通機関 の施設 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる建物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、事前協議に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り並びに乗降場、通路、階段、昇降機、車椅子使用者が円滑に利用できる便房を有する便所その他の主要部分の位置及び寸法 |
| 共通 | その他市長が必要と認める図書 | |

(備考)

施設の区分に応じた図書を添付すること。

(新)

別表第10 (第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第4項)

(平25規則68・平25規則81・令元規則19・一部改正)

| 区分 | 図書 | |
|-----|----------|--|
| | 種類 | 明示すべき事項 |
| 建築物 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、対象となる建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、対象となる建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類、敷地内の通路の構造並びに車椅子使用者用駐車施設の位置及び寸法 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、客室の数、移動等円滑化経路及び案内設備までの経路の位置、車椅子使用者用客室及び案内所の位置、別表第5の13の項に規定する標識の位置、同表の14の項(1)に規定する案内板その他の設備の位置、同表の14の項(2)に規定する設備の位置、移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造、車椅子使用者用客室の便所及び浴室等の構造、便所の位置及び構造並びに階段、踊場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造 |
| | 2面以上の断面図 | 縮尺及び床の高さ |
| 道路 | 案内図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 概略図 | 縮尺、方位、立体横断施設の位置、規模及び形状並びに当該立体横断施設に設置する階段、通路、昇降機その他の主要部分の位置及び寸法 |
| 公園 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、主要な出入口及び園路、土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |

| | | |
|---------------|--|---|
| 公共交通機関 の施設 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる建物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、事前協議に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、移動等円滑化された経路の位置並びに乗降場、通路、階段、昇降機、車椅子使用者が円滑に利用できる便房を有する便所その他の主要部分の位置及び寸法 |
| | 別表第8の1の項(4)又は(6)に規定する場合にあっては、同項(4)又は(6)に規定する整備基準にそれぞれ適合していることを示す図書 | |
| 共通 | その他市長が必要と認める図書 | |

(備考)

施設の区分に応じた図書を添付すること。